

本市のいじめの状況等

1 学校から報告を受けたいじめの認知件数（令和 4 年度以降）（単位：件）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小学校	1,292	5,303	4,889
中学校	406	844	788
合 計	1,698	6,147	5,677

※令和 6 年度は、令和 6 年 1 1 月末時点で学校から報告を受けた速報値

※上記の数値は、学校から報告を受けた実認知件数であり、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における認知件数（被害児童生徒数）とは異なる。

2 令和 6 年度におけるいじめの状況について

(1) いじめの解消件数と解消率（令和 6 年 1 1 月末時点）

認知件数	内、認知から 3 か月 経過した件数	内、解消件数	解消率
5,677 件	3,137 件	2,979 件	95%

(2) 学年別認知件数（単位：件）

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
小学校	789	969	1,013	835	761	522	4,889
中学校	417	252	119				788

3 いじめの重大事態の状況について（令和 3 年度から令和 5 年度分）（単位：件）

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	合計
1 号重大事態	1	1	1	3
2 号重大事態	0	0	11	11
1 号かつ 2 号重大事態	0	0	2	2
合計	1	1	14	16

※いじめの重大事態の 1 号重大事態（生命心身財産重大事態）及び 2 号重大事態（不登校重大事態）は、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項において、次のとおり規定されている。

第 1 号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

第 2 号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

令和6年度 いじめ防止対策「旭川モデル」の取組実績について (令和6年10月末現在)

資料 1 - 2



いじめの積極的な把握	情報の一元化による迅速な初動対応	地域との連携によるいじめ防止対策の推進
◆子どもや保護者からの相談 ○いじめ・不登校相談窓口（令和5年4月～） 児童生徒や保護者等から、学校を通さず直接相談・通報に応じ、心理面や福祉面の支援を実施。 ●いじめ相談 118人（小72人,中32人,他14人） →前年度同期比 43人増 ●不登校相談 74人（小30人,中35人,他9人） →前年度同期比 11人減 ○子どもSOS電話相談（令和5年6月～） ●相談 40件（いじめ22件,不登校13件,他5件） ●通報 2件（いじめ2件） →前年度同期比 24件増 ○子どもSOS手紙相談（令和5年7月～） 市内小中学校の全児童生徒に手紙で相談できる返信はがき付きのチラシを年3回（7月・10月・1月）配付 ●相談 1件（いじめ1件），通報2件（いじめ2件） →前年度同期比 増減なし ○チャットによるいじめ相談（令和5年8月～） （市立小中学校の小学5年生～中学3年生対象。チャットの返信対応は平日の午後5時～午後10時） ●165件（いじめ34件,不登校2件,他129件） →前年度同期比 17件増 ○いじめ相談Webフォーム（令和6年7月～） ●相談 4件（いじめ4件），通報3件（いじめ3件） ◆学校からの報告 ○いじめ事案（疑いを含む。）の全件報告 ●認知件数 4,518件（小3,805件，中713件） ○困難ケース※の報告 ●困難ケース88件（小44件，中44件）	◆いじめ対策会議 いじめ防止対策推進部の全職員が参加し、子どもや保護者からの相談事案と学校からの報告事案の情報共有と対応状況の確認を行い、支援方針を協議・決定。 ●33回（定例33回） ◆緊急支援チームによる学校訪問 相談事案と重大化のおそれのある事案への初動対応と再発防止のため、事務職員、指導主事、専門職を学校に派遣し、事実確認と対処方針の協議、必要とする支援を把握。 ●延べ43校（小25校，中15校，高3校）	【いじめ防止強化月間（10月）の取組】 ◆いじめ防止市民フォーラム ●令和6年10月27日（日）14:00～16:00 ●旭川市大雪クリスタルホール 《講演》いじめ防止のために地域の大人ができること 講師：谷山大三郎氏（スタンドバイ(株)代表取締役） 《発表》生徒自ら考え実践するいじめ防止の取組 発表者：東光中学校生徒会 ●参加者 49名   ◆いじめ防止に関する出前授業 ●令和6年10月1日～11日 ●市立小中学校38校（小学校29校、中学校9校） 《講師》スタンドバイ(株)（チャット相談受託者） 《授業内容》「いじめといじり」，「脱いじめ傍観者教育」 ◆市民への広報啓発 ●こうほう旭川市民「あさひばし」10月号に啓発記事を掲載 ●市ホームページやSNSを活用した周知を実施 【いじめ防止・青少年育成サポーター関係】 ◆いじめ防止対策出前講座（サポーター養成講座） いじめ防止、非行防止等の青少年健全育成活動に取り組む担い手の育成のため、いじめの定義、いじめ問題の現状、本市の取組み地域住民の児童生徒への関わり方などを学ぶ出前講座を開催。 ●5団体（主任児童委員・大学生）111名参加
	いじめを受けた児童生徒への支援 ◆学校ヒアリング（全市立小中学校対象） 学校における適切ないじめの認知・対応の確認と学校が必要とする支援の把握。 ●全77校（小51校，中26校） ◆学校いじめ対策組織会議への職員派遣 いじめ解消の判断を行う学校いじめ対策組織会議に参加し、学校の対応状況や児童生徒の心身の状況等を確認するとともに、適切な解消判断と再発防止の取組を徹底。 ●延べ26校（小12校，中14校）	
	【困難ケースの分類】 ①被害児童生徒が学校を連続または断続的に3日休んだり、希死念慮を訴えたりしている ②性に関する事案 ③関係児童生徒が複数の学校に在籍 ④SNS等インターネット上のトラブル事案のうち、被害・加害生徒以外にも画像、動画、音声等が拡散 ⑤全治3週間以上のけがを負っている事案 ⑥被害児童生徒や保護者等が関係機関等に相談 ⑦学校が関係機関と連携 ⑧その他	